

伊勢原市児童コミュニティクラブ運営業務委託に係る委託料積算基準

【委託料見積前提条件】

委託料については、伊勢原市児童コミュニティクラブ運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により、以下の内容で算定すること。見積金額には、本事業の履行に係る経費を全て計上すること。

ただし、見込登録児童数等の算定条件は、公募の公平性を保つための仮定のものであり、実際とは異なる。

1 見積書の記載内容

業務委託期間（令和9年4月1日から令和12年3月31日まで）の総額とし、人件費及び運営管理費など、「3 委託事業者が負担する経費等」に掲げる費用の詳細な内訳を添付すること（任意様式、年度別の作成は不要）。

また、見積書は参加を申し込む区分（区分A・区分B）毎に作成すること。

2 算定条件等

(1)算定期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(2)開所日等 仕様書に定める休所日を除き開所する。

ただし、気象警報等が発令されたときは、開所日を変更する場合がある。

(3)開所時間 仕様書に定める開所時間とする。

ただし、気象警報等が発令されたときは、開所時間を変更する場合がある。

(4)人員配置 人件費の算定に係る開所中の従事者数については、下表のとおりとして積算すること。

区分	No.	クラブ名	従事者数(人)			見込登録 児童数(人)	定員(人)
			通常	加配	計		
A区分	1	大山児童コミュニティクラブ	2	1	3	11	20
	2	桜台第1児童コミュニティクラブ	4	3	7	100	74
	3	竹園児童コミュニティクラブ	4	1	5	57	77
	4	大田児童コミュニティクラブ	4	1	5	65	74
B区分	1	高部屋児童コミュニティクラブ	4	2	6	75	76
	2	緑台児童コミュニティクラブ	2	2	4	49	38

※委託開始後は、実際の利用児童数に応じて支援員等を配置すること。

※平日の利用（出席）率は約70%、土曜日の利用率は約10%である。

ただし、桜台第1児童コミュニティクラブについては、定員数と同程度の利用数を見込むこと。

※各クラブとも支援員等を1単位につき2人配置するものとして計算すること。

※加配については、障がい児等の配慮が必要な児童を見込んだもの。

※従事者数は、登録児童数や平日の平均従事者数（加配含む）の実績から見込んだもの。

※実際の利用児童数に応じて支援員等を配置する必要があることから、従事をする者の人数を想定している。統括責任者を置く場合において、統括責任者を従事をする者とするならば、妨げることはないが、統括責任者として確実に業務を遂行すること及び、緊急時等に速やかに対応が出来るようにすること。なお、伊勢原市との契約において、契約ごとに統括責任者を置く必要はない。

3 委託事業者が負担する経費等

委託事業者が負担する経費等については、仕様書「別表2 費用分担区分」に掲げる経費であり、主な内容については、次のとおりとする。

(1) 人件費

人件費	支援員等に対する給与・手当等
社会保険料	支援員等の社会保険料（健康保険・厚生年金・雇用保険）の事業主負担分
交通費	支援員等の通勤のための交通費
福利厚生費	健康診断料等、その他支援員等に係る福利厚生費等

(2) 運営管理費

消耗品費	クラブで使用する事務用品費、日用品費等
図書・教材費	児童に要する図書やおもちゃ等
研修費	支援員等の研修に要する費用等
報償費	講師謝礼等
旅費	支援員等の研修へ行く際の交通費等
印刷製本費	プリントの印刷代及びコピー代等
広告費	支援員等の募集広告に要する費用等
保険料	賠償責任保険料
通信運搬費	電話代、郵送料等
本部管理費	本部事業所の管理経費、クラブ巡回費用等
修繕費	施設、備品の軽微な修繕に係る経費等 年額 100,000 円（仮定）

(3) その他経費

その他運営に必要な経費とする。なお、おやつ代については別会計とし、本見積りには含めないものとする。

4 業務実施準備期間の経費

契約締結の日から令和9年3月31日までの間は、業務実施準備期間とし、仕様書に定める委託内容を円滑に実施するため、支援員等の確保、保護者への説明会の開催、小学校、地域及びその他関係機関との連携体制の確立、備品・施設等の点検及び確認、組織体制（指揮命令系統等）の確立、現支援員等からの引継ぎ等を行うこととする。なお、当該期間中に発生した委託準備に要する費用は全て受託事業者の負担とする。

5 その他

詳細については、受託事業候補者の選定後、協議により決定する。